

○代証券交付の規定のない外貨債の汚損証券
に対する買入銷却に関する件

(昭和29年6月15日 国債第207号)
(大蔵省へ伺出)

従来本邦外貨債のうち原契約に代証券交付の規定のない銘柄の汚損証券に対し買入
銷却の請求があつたときは其都度貴省に伺出の上、昭和28年葦理第11517号「滅失、
紛失、汚染又は毀損外貨国債証券の買入銷却について」の準用により取扱つていまし

たが、今後は右の請求のうち、当該買入売却のため減債基金を使用することが可能であり、従つてそのため特に別途資金の手当等を必要としない事案については、従来の貴省宛伺出の扱を廃止し、本行限りで審査の上処理する扱と致したく御承認方御願ひ致します。

(本件は昭和 29.7.15 蔵理第 11199 号大蔵省理財局長から日本銀行国債局長あて承認)